

毎週火、金曜日発行
昭和四年四月十五日第...
日に当たるときは翌日)
郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 耕地事務所処務規程の一部改正
干拓事業所処務規程の一部改正
土地改良事業検規程の一部改正
土地改良事業奨励規程の一部改正
指定畑地区の改正
土地改良事業補助金交付規程
農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業補助要綱

訓令

鳥取県訓令第八号

耕地事務所

耕地事務所処務規程(昭和三十年四月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附 則

この規程は、昭和三十四年八月二十五日から施行する。

鳥取県訓令第九号

干 拓 事 業 所

干拓事業所処務規程(昭和二十八年十一月鳥取県訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十六条第三項を削る。

附 則

この規程は、昭和三十四年八月二十五日から施行する。

鳥取県訓令第10号

經濟部 各耕地事務所

土地改良事業検査規程(昭和二十九年九月鳥取県訓令第十三号)は昭和三十四年八月二十五日限り廃止する。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告示

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良事業奨励規程(昭和二十九年一月鳥取県告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条中「申請書をそれぞれ」の下に「その事業の施行区域に属する市町村の長を経由して」を加える。

第五条中「五町歩以上」を「五ヘクタール以上」に改

める。

第十二条を削る。

附 則

この規程は、昭和三十四年八月二十五日から施行する。

鳥取県告示第四百五十八号

畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)

第四条の規定に基く、畑地地区の指定(昭和三十一年五月鳥取県告示第二百十二号)を次のように改める。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市

倉吉市

米子市

境港市

気高郡 青谷町、気高町、鹿野町

東伯郡 羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町

鳥取県告示第四百六十号

土地改良事業補助金交付規程を次のように定める。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業補助金交付規程

(趣旨)

第一条 県は、食糧増産を図るため、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、市町村その他の者(以下「団体等」という。)が行う土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において当該団体等に補助

1 かんがい排水事業

補助事業の種類

補助率

金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第十二号。以下「規則」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(補助事業の種類及び補助率)

第二条 補助金交付の対象となる土地改良事業(以下「補助事業」という。)の種類及び当該補助事に要する経費に対する補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

ただし補助事業は、各事業につき受益関係面積五ヘクタール以上を一団地とする農地について行う事業に限る。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、知事が特に必要と認められたものは、補助事業とすることができる。

当該事業費の四割以内
ただし基幹工事(頭首工、機械揚水、ため池、樋門)については当該事業費の五割以内

- 2 畑地かんがい事業
当該事業費の四割以内
 - 3 区画整理事業
当該事業費の三割以内
 - 4 暗きよ排水事業
当該事業費の三割以内
 - 5 客土事業
受益関係面積五〇ヘクタール以上の地区にあつては当該事業費の二割以内
受益関係面積五〇ヘクタール以上の地区にあつては当該事業費の三割以内
 - 6 農道事業
当該事業費の二割以内
ただし、急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第百三十五号)第三条第一項の指定地区であつて、傾斜度十五度から二十度未満の地区については当該事業費の三割以内
傾斜度二十度から三十度未満の地区については、当該事業費の四割以内
傾斜度三十度以上の地区については当該事業費の五割以内
 - 7 索道事業
当該事業費の三割以内
 - 8 区画整理確定測量事業
当該事業費の三割以内。ただし、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)に基づく測量にあつては当該事業費の五割以内
 - 9 前各号に掲げる事業全体の実施設計事業
当該全体設計費の五割以内
- (補助金交付申請書の提出時期)
- 第三条 団体等は、補助金の交付の内示があつたときは、その日から三十日以内に補助金交付申請書を提出しなければならぬ。
- 2 前項の規定による申請書に添付する書類の名称及び様式は次のとおりとする。

- 一 事業の内容及び経費の配分
第二条の表の1~8までに掲げる事業については別紙第一様式一
第二条の表の9に掲げる事業については別紙第一様式二
- 二 事業計画の概要
第二条の表の1~8までに掲げる事業については、別紙第二様式一
第二条の9に掲げる事業については別紙第二様式二
- 三 収支予算書
別紙第三
- (補助事業の内容の変更等)
- 第四条 団体等が規則第十一条の規定により知事の承認を受けようとする場合において事業の内容経費の配分その他申請にかかる事項の変更をしようとするときはその変更内容を事業の中止又は廃止をしようとするときは中止又は廃止しようとするに至つた経緯及び理由を詳記した承認申請書を提出しなければならない。
- 2 規則第十一条第一項ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - 一 工種の新設、変更又は廃止
 - 二 工種の構造又は工法若しくは、施行箇所の変更
 - 三 工種別の工事量の一割をこえる増減
 - 四 工種別の工事費について、その一割に相当する額をこえる額又は五〇万円をこえる額の増減
- 五 工事雑費への流用による工事費の増減
- 六 関係面積の増減(第二条の表1から8までに掲げる事業にかかるものに限る。)
- 七 事業費(工事費、工事雑費の合計額をいう。)の増減
- 八 設計費の額の増減(第二条の表9に掲げる事業にかかるものに限る。)
- (状況報告書)
- 第五条 補助事業を行う団体等は、補助金の交付を受くべき年度の十二月三十一日現在において補助事業の遂行の状況を記載した報告書を次の様式より作成し、一月十日までに提出しなければならない。
 - 一 状況報告書(別紙第四様式一)
 - 二 収支の状況(別紙第四様式二)

三 地区別状況(別紙第四様式三)
 第二条の表1から2までに掲げる事業
 四 事業別状況(別紙第四様式四)
 第二条の表3から8までに掲げる事業
 (補助金の交付の請求に必要な添付書類)
 第六条 規則第二十一条第四号に規定する知事が必要と認める書類の名称及び様式は、次のとおりとする。
 一 事業の内容及び経費の配分
 (別紙第一様式一) 第二条の表1から8までに掲げる事業
 二 工種別出来高調査
 (別紙第一様式二) 第二条の表9に掲げる事業
 (別紙第五様式一) 第二条の表1から8まで掲げる事業
 事業
 (別紙第五様式二) 第二条の表9に掲げる事業
 三 収支精算書
 (別紙第六様式一から八まで)
 第二条の表1から8までに掲げる事業

(別紙第六様式一から三まで)
 第二条の表9に掲げる事業
 四 補助金等の受入額調査(別紙第七)(実績報告書)
 第七条 規則第十八条の実績報告書は補助事業が完了した日から起算し二十日以内に、又は補助金交付の決定にかかる年度の翌月五日までに次の様式により提出しなければならない。
 一 実績報告書(別紙第八)
 二 事業の内容及び経費の配分
 (別紙第一様式一) 第二条の表1から8までに掲げる事業
 事業
 (別紙第一様式二) 第二条の表9に掲げる事業
 三 地区別事業実績(別紙第九)
 四 収支精算書
 (別紙第六様式一から八まで)
 第二条の表1から8までに掲げる事業
 (別紙第六様式一から三まで)

第二条の表9に掲げる事業
 五 取得財産調査(様式第十号)
 (經由機関及び部数)
 第九条 この規程による提出書類はすべて所轄耕地事務所長を經由して二部提出するものとする。

附 則
 1 この規程は、昭和三十三年度の補助金から適用する。
 2 土地改良事業補助金交付規程(昭和二十七年八月鳥取県告示第三百七十七号)は、廃止する。

別紙第1 様式1 事業の内容及び経費の配分

地区番号	地帯名	施行主体名	地区名	事業費	施工箇所	科目	工種	事業量	間接補助		内 訳		増産石数	摘 要
									国庫補助金	県負担金	市町村	土地改良区その他		
		土地改良区	市 郡			工事費			円	円	円	円		
		土地改良区	市 郡			工事費			円	円	円	円		

別紙第3
収入の部
収 支 予 算 書

計													

区 分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	差引増減△ 円	摘 要
国庫補助金				

県費 地元負担金				
計				

支出の部

科 目	本年度予算額 円	前年度予算額 円	差引増減△ 円	摘 要

別紙第4 様式1

鳥取県知事

殿

番 号 年 月 日
事 業 主 体
住 所 氏 名 印

昭和 年度 事業遂行状況報告書

標記事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 収支の状況
- 2 地区別状況
- 3 事業別状況

別紙第4 様式2

収 支 の 状 況

① 収 入

科 目	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	摘 要

② 支 出

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要

別紙第4 様式3

地 区 別 状 況

地区番号	地 帯 名	地 区 名	実 施 設 計 A		出 来 高 B		B/A	国庫補助金 交付済額	摘 要
			事業量	事業費	事業量	事業費			
計									

別紙第6 様式7

① 補償調書

種目	種目の細分	数量	単価	金額	種類	摘要
			円			

② 補償明細書

市町村	大字	地目	地番	補地	償積	単価	金額	被補償者	補償種別	附記
						円	円			

別紙第6 様式8

工事雑費調書

種別	員数	単価	金額	種類	摘要
		円	円		

別紙第7

補助金等の受入額調書

地帯名
事業名
地区名

事業費	補助金	既受領額	今回請求額	残額	摘要

別紙第8

鳥取県知事 殿

事業主体
住所氏名印

昭和 年 月 日付受耕第 号で補助金交付の決定通知のあった件について下記のとおり

実施したので鳥取県輸助金等交付規則により 事業を

記

- 1 事業の目的
- 2 補助事業の成果 (工種別出来高調書のとおり)
- 3 収支予算 (収支精算書のとおり)

別紙第9
(事業の名称)
地区別事業実績

地区番号	地名	地区名	関係面積	計			出			比較増減		増産石数	摘	要
				事業量	事業費	請負	事業量	事業費	請負	増	減			

別紙第10
取得財産調査書

名	称	形状寸法	数量	単価	価額	検収年月日	耐用年数	製作会社	備	考

鳥取県告示第四百六十一号

農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業補助要綱を次のように定める。

昭和三十四年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに
災害防止施設事業等補助要綱

(趣旨)

第一 知事は、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号)以下「規則」という。によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二 この要綱において、「災害復旧事業」とは、農地及び農業用施設の災害復旧事業をいう。
2 この要綱において、「災害防止施設事業等」とは、

農地及び農業施設に關する災害防止施設事業等であつて次に掲げるものをいう。

- 一 農業施設災害関連事業
- 二 湖岸堤防補強事業
- 三 老朽ため池事業
- 四 特殊土じょう対策事業
- 五 地盤変動対策事業
- 六 鉋毒対策事業

(補助事業者等の範囲)

第三 災害復旧事業及び災害防止施設事業等を行う者(以下「補助事業者等」という。)は、市町村、土地改良区連合、農業協同組合その他の団体とする。ただし災害復旧事業にあつては、特別な事由のある場合は、数人が共同して又は個人が施行することができる。

(補助率)

第四 補助金交付の比率は、左の区分による。
一 農地災害復旧事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内

- 二 農業用施設災害復旧事業に係るもの
当該事業費の十分の六・五以内
 - 三 農業施設災害関連事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内
 - 四 干拓堤防補強事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内
 - 五 老朽ため池事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内
 - 六 特殊土じ、よう、対策事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内
 - 七 地盤変動対策事業に係るもの
堤防かさ上工事にあつては当該事業費の十分の六・五以内
 - 八 鉍毒対策事業に係るもの
その他の工事にあつては当該事業費の十分の五以内
- 農地に関する工事にあつては当該事業費の十分の五以内

- 農業用施設に関する工事にあつては十分の六・五以内
- 2 災害復旧事業の事業費のうち、農林水産業施設災害復旧事業費、国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号。以下「法」という。)第三条第三項の規定により高率補助の対象となる部分に対する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず左の区分による。
 - 一 農地災害復旧事業に係るもの
当該部分の十分の八以内
(当該部分のうち法第三条第三項第一号の政令で定める額に相当する部分については、十分の九以内)
 - 二 農業用施設災害復旧事業に係るもの
当該部分の十分の九以内
(当該部分のうち法第三条第三項第二号の政令で定める額に相当する部分については、十分の十以内)

- (災害復旧事業計画概要書)
- 第五 補助事業者等は、災害復旧事業計画概要書(様式第一号)を災害発生後五十日以内に知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、農業施設災害関連事業について準用する。
- (災害復旧事業費の決定)
- 第六 知事は第五の規定による災害復旧事業計画概要書を受理したときは、別に定める基準に従つて審査を行い、当該災害復旧事業の事業費を決定し、その結果を補助事業者等に通知する。
- 2 前項の規定は、農業施設災害関連事業について準用する。
- (当該年度の補助金の額の内定)
- 第七 知事は、第六の規定により決定した災害復旧事業費に基いて、当該年度における第二の規定による補助金の額を内定し、これを補助事業者等に通知する。
- 2 前項の規定は、災害防止施設事業等について準用する。

- る。
- (補助金の交付の申請)
- 第八 規則第五条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、第七の規定による通知のあつた日から三十日以内に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - 一 事業計画書(様式第二号)
 - 二 収支予算書(様式第三号)
 - 三 工事施行の状況(様式第四号)
 (事業計画の変更)
- 第九 補助事業者等は、規則第五条の規定による補助金交付申請前に、やむを得ない事由により事業計画を変更しようとするときは、事業費変更承認申請書(様式第五号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 第十 規則第十一条の規定による変更をしようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第六号)を提出しなければならない。

00025

第十一 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(又は廃止)承認申請書(様式第七号)を知事に提出し承認を受けなければならない。
(状況報告)

第十二 規則第八条の規定による補助金の交付の決定通知を受けたものは、災害復旧事業にあつては補助金交付決定に係る年度の十一月三十日現在における当該事業の遂行の状況についてその年の十二月十日までに、災害防止施設事業等にあつては補助金交付決定に係る年度の十二月三十一日現在における当該事業の遂行状況について翌年一月十日までに、状況報告書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、規則第十二条の規定による補助金等の交付の内示により工事に着手した場合について準用する。

(補助金の交付の請求)

第十三 補助金等交付請求書に添付する書類の名称及び様式は、規則第二十一条の規定によるほか、次のとお

りとする。

一 補助金等の受入額調査書(様式第九号)

二 実績報告書(様式第十一号)ただし、精算による補助金等の交付の請求をしようとするときに添付すること。

第十四 規則第二十二條第二項の規定による前金払又は概算払による補助金等の交付の請求をしようとする者は、補助金等前金払(又は概算払)請求書(様式第十号)を提出しなければならない。
(実績報告)

第十五 規則第十八条の規定による実績報告書(様式第十一号)は、当該事業の完了後二十日以内又は当該補助金の交付の決定のあつた年度の翌年度の四月五日までに提出しなければならない。

(施越工事)

第十六 緊急止むを得ない事由により、規則第六条の規定による補助金の交付の決定前に補助事業等を施行しようとする者は、施越工事承認申請書(様式第十二

00026

号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
い。

2 知事は前項に係る承認については、規則第十二条の規定による補助金の交付の内示をもつて、これにかえることができる。

(書類の經由機関等)

第十七 この要綱に基いて提出される書類は、当該事業の施行区域の属する市町村長及び耕地事務所長を經由して、それぞれ二部提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和三十二年五月一日から適用する。ただし第四第二項第一号中括弧書の規定は、昭和三十三年一月一日以降から適用する。

2 次に掲げる告示は、昭和三十二年四月三十日限り廃止する。

農林水産業施設の災害復旧事業補助金交付規程(昭和二十九年八月鳥取県告示第四百十号)
災害防止施設事業補助金交付規程(昭和三十年九月鳥

取県告示第四百六十八号)

小規模災害復旧耕地事業補助規程(昭和二十九年三月鳥取県告示第八十七号)

3 農林水産業施設災害復旧事業費用庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和二十八年政令第三百五十七号)附則第二号で指定する地域において昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までに生じた風水害による農地及び農業用施設災害復旧事業の事業費に対する補助金交付の比率は、第四の規定にかかわらず十分の九以内とする。

様式第2号

(I) 災害復旧事業及び農業施設災害関連事業についての様式

昭和 年災害復旧事業計画書

第1章 位置及び面積

第2章 現 況

第1節 災害の原因及び被害状況

第2節 営農状況

第3章 復旧計画

第1節 計画の方針

第2節 工事計画

第4章 工事の着手及び完了の予定時期

第5章 工事の年度割予定

第6章 事業に要する費用及びその年度割予定

第1節 工種別事業費総額

第2節 事業費年度割

第3節 箇所別工事費内訳

第4節 工事明細書

第7章 主要資材及び労務

第8章 事業の効果

第9章 他事業との関係

第10章 添付図面

第1節 地区一覧図

第2節 地区被害状況図

第3節 計画平面図及び計画縦横断面

第4節 主要構造図

注 この計画書は、年災別に作成すること。

様式第一号

事業計画概要書

第1章 位置及び面積

第2章 現 況

第1節 災害の原因及び被害状況

第2節 営農状況

第3章 復旧計画

第1節 計画の方針

第2節 工事計画

第4章 復旧事業費

第1節 事業費総額

第2節 箇所別工事費内訳

第3節 工事明細書

第4節 県の補助率

第5章 主要資材及び労務

第6章 事業の効果

第7章 他産業との関係

第8章 添付図面

第1節 地区一般図

第2節 地区被害状況図

第3節 計画平面図及び縦横断面

第4節 主要構造図

(2)の(A) 災害防止施設事業等(農業施設災害関連事業を除く)についての様式
 地区番号 地名
 地区名
 事業主体名
 昭和 年度団体営 何 何 事業の内容及び経費の配分

費目	工種	施行箇所	工法	事業量	事業費 円	具補助金 円	具補助金以外の財源			摘要
							市	町村	その他	
工事費										
工事維持費										
合計										

(注) (1) 「施行箇所」欄は、路線番号又は名称を記載すること。空積石垣等の区分を記載すること。
 (2) 「工法」欄は、土堰堤、放り等、堰堤、練積石垣、練積石垣等であることを記載すること。
 (3) 「事業量」欄は、摘要欄に「施越」と明示すること。
 (4) 施越工事は、摘要欄に「施越」と明示すること。
 (5) 本表には、実設計書を添付すること。

(2)の(B)
 昭和 年度団体営事業全体計画の概要
 番号
 地区名

関係面積	減産防止量(増産)	工	期
ヘクタール	Kg	自	年月日

費目	工種	事業量		事業費		本年度		翌年度以降		摘要
		総事業量	事業費 円	前年度まで事業量	事業費 円	事業量	事業費(直営、請負の別) 円	事業量	事業費 円	
合計										

(註) (1) 記載要領は、様式第2号(2)の(A)の(註)に同じ。

(2) 関係面積、減産防止(増産)量及び工期は本年度に係るものとし、減産防止(増産)量は米換算とする。

様式第3号

昭和 年度 何 何 事業収支予算書

区 分		予 算 額	摘 要
收 入	県補助金	円	
	市(町村)費		
	〇 〇 費		
計			
支 出	〇〇工事費	円	
	工事雑費		
計			

予算議決(予定) 昭和 年 月 日

様式第4号

工事施行の状況

請負、直営の別	自 年 月 日				摘 要
	工期	至	年 月 日		

様式第5号

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

氏 名 殿 (団体代表者 氏 名 印)

何 何 事業 費 変 更 承 認 申 請 書

昭和 年 月 日 第 号で事業費の決定通知があつた何何事業費について下記のとおり変更したので承認されたく、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等取扱要綱により申請する。

何 何 事業 計画 書 変 更 地 区 別 一 覧 表

農 地 (農業用施設)

番 号	所 在 地			事業主体	主要工種	数 量	査定工事費 千円	増△減 千円	変 更 理 由	前回承認 番 号
	管 所	郡 市	町 村							
	計									

(注) 変更前を赤字、変更後は黒字で併記すること。
増△減欄は工事費の赤字の差額を記入すること。

様式第8号

番号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住所

氏 名 ④

(団体代表者 氏 名 ⑤)

昭和 年度 何 何 事業 遂行 状況 報告 書

昭和 年 月 日鳥取県受耕第 号で補助金交付決定の通知のあつた何何事業について、月末日現在の事業遂行状況を別紙のとおり報告する。

別紙 1

昭和 年度 何 何 事業 遂行 状況 報告 書

収入の部

科 目	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	摘 要
	円	円	円	

支出の部

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	

(註) 本表に附表を添付すること。

様式第10号

補助金等前金払 (概算払) 請求書

一金

これは昭和 年 月 日鳥取県受耕第 号をもつて交付決定通知のあつた 事業補助金

上記のとおり請求します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟
(団体代表者 氏 名 ㊟)

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第11号

番 号
昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿
住 所

氏 名 ㊟
(団体代表者 氏 名 ㊟)

昭和 年度何何事業実績報告書

昭和 年 月 日鳥取県受耕第 号で補助金交付決定の通知があつた何何事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

記

- 1 補助事業の成績書 (別紙1のとおり)
- 2 収支精算書 (別紙2のとおり)

附 表

地区名	実施設計 (A)		出来高 (B)		B/A	県補助金交付額	摘 要
	事業量	事業費	事業量	事業費			
		円		円	%	円	
合 計							

様式第9号

補助金等の受入額調査書

区分	総 額	前年度まで	本年度		残 額	摘 要
			前 回	今 回		
事業費	円	円	円	円	円	
補助金						

(註) 1 進捗率 B/A は、金額比とすること。
2 災害復旧事業及び農業施設災害関連事業の場合には、「地区名」欄を、「年災」、「地区箇所番号」、「所在地」、「事業主体名」及び「工種欄」に改めて記載し、かつ、年災別に小計を附すること。

別紙1 昭和 年 度 事業成績書

地区番号
地区名称
事業主体名

工	期	関係面積	減産防止量(増産)
自	年	ヘクタール	Kg
年	月		
年	日		

費目	工種	総事業費		前年度までの出来高		本年度交付分	本年度出来高		差引増減	残事業	
		事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費		事業量	事業費
工事費		円	円	円	%	円	円	円	%	円	%
工事雑費											
合	計										

別紙1の第1表

本 工 事 出 来 高 内 訳

区分	施行箇所又は測点番号	事業量	工期	年から	月まで	出来高金額		摘
						請	直営計	
何 何 水路	{測点 測点 号から 号まで	延長 切盛土 m ³ m ³				円	円	
何 何 橋梁	測点 第 号又は 号橋梁	コンクリート 橋 m				円	円	
何 何 頭首工		延長 m				円	円	
計								

註 1 この表は、当年度の出来高を記入すること。
2 金額欄には、直営の場合は、人夫費、材料の支払金額を記入すること。

別紙1の第5表

補償費調書

区分	数量	単価	金額	摘要
立木	立方メートル	円	円	
何何				
計				

註 この表には、補償箇所を示す図面を添付すること。

別紙1の第6表

仮設工事費

区分	数量	金額	摘要
		円	
計			

別紙1の第7表

機械器具費

区分	規格	数量	単価	金額	摘要
			円	円	
計					

別紙1の第3表の附表の2

直営労務費調書

種別	員数	単価	金額	摘要
人夫	人	円	円	
大工				
石工				
何何				
計				

別紙1の第4表

用地買収費

地目	買収地積	単価	金額	摘要
田	アール	円	円	
畑				
山林				
宅地				
何何				
計				

註 1 摘要欄には、用途別に地積及び金額を記入すること。

2 この表には、買収箇所の一覧図を添付すること。

様式第12号

番 号
昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊤
(団体代表者 氏 名 ㊤)

施 越 工 事 承 認 申 請 書

昭和 年 月 日受耕第 号で事業費の決定通知のあつた
何何事業を下記の理由により実施したいので、農地及び農業用施設の
災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱に基き申請する。

記

年災名	番 号		工 種	数 量	事 業 費	工期 自年月日 至年月日	着工理由
	地区	箇所					
					千円		

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 事業資金調書
- 4 事業工事監督及び事務担当者調書

昭和四年四月十五日第三種郵便多認可

発行日 火、金

印 発

鳥取県
鳥取市
鳥取町
鳥取県
鳥取市
鳥取町
鳥取県
鳥取市
鳥取町
鳥取県
鳥取市
鳥取町
鳥取県